

湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業 一般業務代行者の募集について

湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合（愛媛県松山市：日野二郎理事長）では、民間事業者の能力を活用して市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、平成8年7月22日付建設省都再発154号・住街発第72号通達に基づき一般業務代行者を募集します。一般業務代行者として本市街地再開発事業に参加を希望する事業者は、本要項に基づいて書類を作成し、応募してください。

(1) 地区、事業及び施行者の名称

- ①地区の名称：湊町三丁目C街区地区
- ②事業の名称：湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業
- ③施行者の名称：湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合
- ④施行地区の区域：愛媛県松山市湊町三丁目4番6外
- ⑤施行区域の面積：約1.05ヘクタール

(2) 一般業務代行の内容

一般業務代行者に依頼する業務は以下のとおりです。

- ①事務局員の派遣
- ②事務局業務（ただし建築等工事発注に関する事務業務は含まない）
- ③土地現況測量
- ④基本計画の立案（ここでいう基本計画とは土地利用計画及び基本設計の前段階の施設計画を意味します）
- ⑤基本設計
- ⑥事業資金の貸付
- ⑦貸付限度額を超える資金需要に対する資金調達先の斡旋
- ⑧都市計画手続関連業務（交通計画を含む）
- ⑨保留床取得者及び出店テナントの斡旋・仲介
- ⑩権利者合意形成の支援（代替地の斡旋、移転先の斡旋、先行買取等を含む）
- ⑪その他、事業推進に関する支援（別途委託先で進められることになる事業コーディネーター業務及び調査設計計画業務への協力等）

(3) 応募資格

本募集に応募できる者は、次のすべての条件を満たす事業者とします。また、複数の企業で構成する共同企業体も可とします。その場合は、共同企業体の構成員のいずれかが次の条件を満たすこととします。なお、単体の事業者も共同企業体の構成員も、他の共同企業体の構成員として重複応募することはできません。

- ①建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ②松山市内に本社、支店または営業所があること。
- ③一級建築士事務所登録をしていること。
- ④延べ面積30,000㎡以上の市街地再開発事業における基本設計業務の受託実績を有すること。
- ⑤経営事項審査の建築一式工事に係る最新の総合評価値が1,500点以上であること。
- ⑥市街地再開発事業の実績（業務代行・事業推進協力・建設工事等）を有すること。

(4) 募集スケジュール

募集要項の配付	平成29年7月20日(木)
参加意向表明書の提出期限	平成29年7月27日(木)
質疑提出締切り	平成29年8月3日(木)
質疑回答	平成29年8月10日(木)
参加辞退届出書の提出期限	平成29年8月31日(木)
提案書提出期限	平成29年9月29日(金)
審査結果通知及びヒアリング	平成29年10月上旬
最終決定	平成29年10月下旬
契約・業務開始	平成29年10月下旬～

(5) 募集要項の配付

平成29年7月20日以降、下記のホームページからダウンロードしてください。

湊町三丁目C街区開発株式会社
minatomachi-3c.jp/

(6) 問合せ先

〒790-0012 愛媛県松山市湊町三丁目4番地6（協同組合銀天街ショッピングビル内）
湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合
電話：089-935-6460
担当：西野（受付時間10:00～16:00 土日祝を除く）